

事業所における自己評価結果（公表）
放課後等デイサービス

公表:令和 2年 3月 23日

事業所名:福津子ども発達センター・さくら館

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容または改善目標	
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		平成30年4月より新館を増設し、十分なスペースを確保できるようにしている。		
	2 職員の配置数は適切である	○		事故や突発的な事態に備えて十分に配置しており、発作などの配慮が必要な利用者には個別的に職員を配置している。		
	3 事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている	○		玄関、トイレ、各部屋の出入りはフラットであり、廊下には手すりが設置されている。		
業務改善	4 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		業務計画は所長と管理責任者の話し合いのもと作成され、実施に関しては全ての職員が関与する。年度末に業務全体が計画に沿って行われたかどうかを見発管がチェックし、次年度の計画につなげている。		
	5 保護者向け評価表を活用する等、アンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		アンケートの結果を業務改善を考える際の参考材料としている。		
	6 この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		自己評価の結果を事業所に掲示するとともにホームページで公開している。		
	7 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○		第三者による外部評価は行ってないが、今後必要性を検討して行っていく。	
	8 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		外部で研修を受けた際は適宜職員会議で周知している。内部では医師とともにケース検討を行い、保育・心理の研修会を法人内の他事業所と合同でおこなっている。		
	9 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	○		電話相談、面接を行い十分にアセスメントを行った上で計画を作成している。		
	10 子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		標準化されたアセスメントツールを使用している。		
	11 活動プログラムの立案をチームで行っている	○		持ち回りで担当を決め、活動プログラムを立案している。		
適切な支援の提供	12 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		季節ごとに合わせた行事を取り入れている他、利用メンバーに合わせたプログラムを実施している。		
	13 平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	○				
	14 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成している	○		子どもの状態や状況、保護者の要望に合わせて個別・集団を組み合わせ計画を立てているが、計画に盛り込んでいない場合でも臨機応変に対応している。		
	15 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		事前に担当者が計画を立案し、見発管が確認したものを、参加する職員に周知したうえで実行している。		
	16 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		その日の利用者の行動について特記を記録し、日々の終礼にて全員で共有している。終礼に出られない者は、会議録を確認することを徹底している。		
	17 日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○				
	18 定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	○		およそ6ヶ月ごとにモニタリング会議を行い、計画の見直しや修正を行うことで保護者に確認している。		
	19 ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ支援を行っている	○		自立支援と日常生活のための活動、創作活動、余暇の提供など組み合わせ積極的にやっている。		
	関係機関や保護者との連携	20 障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		見発管ないしはその子どもの担当者、日常をよく理解している者を選定して参画している。	
		21 学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている	○		見発管が中心となり、不備がないよう適切に対応し、学校側と協議・検討等を行っている。	
22 医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている			○		今は受け入れを行っていないが、受け入れる場合は体制を整えていく。	
23 就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている		○		特に新1年生の場合は情報共有を行うよう努めている。		
24 学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している		○		相談支援専門員を中心に行っている。		
25 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている		○		市の児童発達支援事業と連携して情報を共有したり、研修に参加したりしている。		
26 地域との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある		○		敷地を地域に開放しており、地域の方々の出入りや駐車場の貸与を自由に行っている。ボランティアや実習生を受け入れ、交流を持つ機会を提供している。また、法人の行事である運動会や夏祭りのポスターを掲示し参加を呼びかけている。		
27 (地域自立支援)協議会等へ積極的に参加している		○		定期的に参加している。		
28 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている		○		利用の際には連絡ノートを使用し、その日の活動や様子を伝えている。また保護者の突発的な要求や相談にも随時対応している。		
29 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対しての具体的な支援方法について情報の提供及び助言等を行っている		○		個別に対応して行っている。		

保護者への説明責任等	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○	契約時に全て丁寧に説明を行っている。	
	31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○	適宜行っている。	
	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○	活動支援として、父母の会のための場所を提供したり、チラシの配布に協力している。また、児童発達支援のキャンプでもアナウンスをする機会を設けた。	
	33	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○	相談や申し入れについては対応した職員が児発管に伝え、適切に対応できるようにしている。	
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○	法人で発行している広報誌があり、ホームページで公開している。また、月ごとに季節行事を行う旨は施設パンフレットや説明書などにも記載し保護者へは利用開始時に説明している。	
	35	個人情報の取扱いに十分注意している	○	契約時に保護者から個人情報の取り扱いに関する同意書を得ており、乱用や流出のないよう注意している。	
	36	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○	日々の活動内容等については連絡ノートを活用し、保護者に伝えている。また、子どもが不安やパニックを起こす要因を推測し、保護者に伝えるとともに、軽減できるような解決策を提示している。	
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○	駐車場を無料で提供し、AEDの設置を行っている。	
非常時等の対応	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知している	○	各マニュアルを策定している。保護者には利用開始前の契約時に説明書に基づいて説明を行っている。策定しているマニュアルの開示を求められることがないが、要望に応じて閲覧できるようにしている。特に感染症が流行り始める季節には再度配布し、保護者へ周知している。	
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○	定期的に各種災害を想定した訓練を行っている。	
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○	行政機関等の研修を受け、全体が周知できるようにしている。また虐待に関する職員アンケートを実施している。	
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	○	身体拘束については、計画やモニタリングに関する会議にて十分に審議しており、やむを得ない対応を必要とする児童へは計画に記載している。予期せぬ事故やトラブルに備えて、契約や計画の説明時などにどの保護者にも口頭説明を行っている。	
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示に基づき十分な配慮を行っている	○	アレルギーに関する情報を保護者から提供して頂き、同意書を交わした上で給食、おやつの内容を栄養士とともに検討し、十分に配慮し提供している。	
	43	やむを得ずケガや事故が起きた際はその都度ヒヤリハット報告書を作成し、職員間での情報共有を行っている	○	ヒヤリハットに関わる事案は適宜会議などで周知し、全ての事案の記録を職員が誰でも閲覧できるようになっている。	